

特定外来生物被害防止基本方針 の変更に係る主な論点

● 基本方針改定案の構成

論点番号	各論点のタイトル
論点 1	外来種被害防止行動計画・生態系被害防止外来種リストの外来生物法における位置づけの明確化
論点 2	各主体の役割と連携
論点 3	附則第5条による一部規制の適用除外のある特定外来生物 ^(※) の選定 ※アカミミガメ、アメリカザリガニの指定を想定
論点 4	要緊急対処特定外来生物 ^(※) の選定 ※ヒアリ類の指定を想定
論点 5	要緊急対処特定外来生物が存在等している輸入品等、物品等、施設の移動の制限又は禁止の命令
論点 6	特定外来生物等が存在等している輸入品等又は要緊急対処特定外来生物が存在等している物品等が付着等している土地又は施設の消毒又は廃棄
論点 7	要緊急対処特定外来生物に係る対処指針

基本方針改定案の構成

改訂内容の概要

- 改正法のうち、責務規定（第1～4）、ヒアリ類を想定した要緊急対処特定外来生物関連規定（第5、第6）を主に改訂

基本方針改定案目次（資料5のP.1に記載）

* 赤字は現行基本方針からの変更箇所

* 下線部は重要箇所

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

- 1 背景
- 2 課題認識
- 3 被害防止の基本的な方針
- 4 各主体の役割と連携

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

- 1 選定の前提
- 2 被害の判定の考え方
 - (1) 被害の判定
 - (2) 被害の判定に活用する知見の考え方
- 3 選定の際の考慮事項
- 4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取
 - (1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取
 - (2) パブリック・コメント手続
 - (3) WTO通報手続

基本方針改定案の構成

改訂内容の概要

- 改正法のうち、責務規定（第1～4）、ヒアリ類を想定した要緊急対処特定外来生物関連規定（第5、第6）を主に改訂

基本方針改定案目次（資料5のP.1に記載）

第3 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

1 飼養等の許可の考え方

- （1）特定外来生物の飼養等をするに当たり、許可が不要な場合
- （2）飼養等の目的
- （3）特定飼養等施設の施設基準
- （4）許可条件
- （5）飼養等の方法
- （6）その他

2 個体の処分

3 輸入の禁止

4 譲渡し等の禁止

5 放出等の許可の考え方

6 立入り等

- （1）許可者に対する立入り、指導等
- （2）許可なく法律の規定に違反した者に対する立入り等

基本方針改定案の構成

改訂内容の概要

- 改正法のうち、責務規定（第1～4）、ヒアリ類を想定した要緊急対処特定外来生物関連規定（第5、第6）を主に改訂

基本方針改定案目次（資料5のP.1～2に記載）

* 赤字は現行の基本方針からの変更箇所

第4 国及び地方公共団体等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

1 防除の原則

2 防除の公示に関する事項

- （1）防除の主体及び公示の方法
- （2）防除を行う区域及び期間
- （3）防除の内容

ア 防除の目標

イ 防除の方法

ウ その他の主務省令で定める事項

- （4）防除の確認・認定

3-2 防除の実施に関する事項

- （1）緊急的な防除の実施
- （2）計画的な防除の実施

ア 協議及び検討の場の設置

イ 関係行政機関等との連携

ウ 土地所有者等との調整

エ モニタリングの実施

オ 実施体制の整備

- （3）防除の実施に当たっての留意事項

~~（4）防除の確認・認定の基準~~

4-3 その他

基本方針改定案の構成

改訂内容の概要

- 改正法のうち、責務規定（第1～4）、ヒアリ類を想定した要緊急対処特定外来生物関連規定（第5、第6）を主に改訂

基本方針改定案目次（資料5のP.2に記載）

* 赤字は現行基本方針からの変更箇所

* 下線部は重要箇所

第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項

1 特定外来生物等が付着等~~し、又は混入~~しているおそれのある輸入品等の検査等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の検査等に係る事項

2 要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等している輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する施設の移動の制限又は禁止に係る事項

（1）移動の制限又は禁止の基本的な考え方

（2）命令の手續及び基準

3-2 特定外来生物等が付着等~~し、又は混入~~している輸入品等、当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の消毒又は当該輸入品若しくは当該施設の廃棄に係る事項

（1）消毒又は廃棄の基本的な考え方

（2）命令の手續及び基準

~~3~~ （3）命令の手續及び基準の設定に係る意見の聴取

~~（1）ア~~ 生物の性質に関する専門の学識経験者その他の学識経験者からの意見聴取

~~（2）イ~~ パブリック・コメント手續

基本方針改定案の構成

改訂内容の概要

- 改正法のうち、責務規定（第1～4）、ヒアリ類を想定した要緊急対処特定外来生物関連規定（第5、第6）を主に改訂

基本方針改定案目次（資料5のP.2～3に記載）

- * 赤字は現行基本方針からの変更箇所
- * 下線部は重要箇所

第6 要緊急対処特定外来生物に係る基本的な事項

1 要緊急対処特定外来生物

- (1) 選定に係る考え方
- (2) 選定の前提
- (3) 選定に係る意見の聴取
 - ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取
 - イ パブリック・コメント手続

2 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している蓋然性が高い物品等の検査等に係る基本的な事項

- (1) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している蓋然性が高い物品等又は土地若しくは施設の検査等に係る事項
- (2) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等若しくは施設の移動の制限又は禁止に係る事項
- (3) 要緊急対処特定外来生物が存在し、付着等している物品等若しくは土地若しくは施設の消毒又は当該物品若しくは当該施設の廃棄に係る事項

3 対処指針に係る事項

基本方針改定案の構成

改訂内容の概要

- 改正法のうち、責務規定（第1～4）、ヒアリ類を想定した要緊急対処特定外来生物関連規定（第5、第6）を主に改訂

基本方針改定案目次（資料5のP.3に記載）

* 赤字は現行基本方針からの変更箇所

* 下線部は重要箇所

第6-7 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

1 未判定外来生物

- (1) 選定に係る考え方
- (2) 選定の前提
- (3) 選定に係る意見の聴取
- ア 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取
- イ パブリック・コメント手続
- ウ WTO通報手続

- (4) 判定に係る届出事項の内容
- (5) 判定の手続
- (6) その他

2 種類名証明書の添付を要しない生物

- (1) 選定に係る考え方
- (2) 証明書の発行

3 科学的知見の充実

4 国際協力の推進

5-4 国民の知識と理解の増進

6-5 その他

- (1) 外来生物対策の総合的な推進
- (2) 非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方
- (3) 動物の取扱いに係る考え方
- (4) 経過措置の考え方

改訂内容の概要

- 行動計画とリストの作成の趣旨を基本方針に新たに記載
(行動計画についてはすでに同趣旨が現行基本方針でも記載)
※行動計画とリストを見直す際に、「基本方針に基づき作成」と記載

行動計画に関する基本方針改定案の抜粋

- * 赤字は現行基本方針からの変更箇所
- * 下線部は重要箇所

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

4 各主体の役割と連携

(1) 国の役割 (資料5のp.8)

ア 外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。

第7-6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

6-5 その他

(1) 外来生物対策の総合的な推進 (資料5のp.34)

我が国における外来生物の生息・生育状況及び被害の状況に関する情報並びに知見を定期的に集約するとともに、対策が求められる外来生物を明らかにし、特定外来生物の選定等についての検討を適切に行うこととする。また、外来生物対策の基本的な考え方を整理し、各主体における外来生物対策に係る行動の指針及び国における具体的な施策等の行動計画を示すこと等により、我が国における外来生物対策の総合的な推進に努めるものとする。

リストに関する基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行基本方針からの変更箇所
* 下線部は重要箇所

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

3 被害防止の基本的な方針 (資料5のp.7)

(中略) 特定外来生物に指定されていない外来生物や国内由来の外来種も含めて、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種について、こうした情報を収集・整理したリスト（以下「生態系被害防止外来種リスト」という。）を作成する。この生態系被害防止外来種リストの作成・発信を通して、国民に対して外来生物の適切な取扱いを呼びかけるとともに、各主体の防除の取組を推進し、防除手法や侵入経路管理手法等に係る研究を後押しするなど、総合的な外来種対策を進める。また、生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、既存制度での対応状況及び本法における指定効果を勘案し、特定外来生物を指定することとする。

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

2 被害の判定の考え方

(1) 被害の判定 (資料5のp.10)

ア 生態系被害防止外来種リストを参考としつつ、生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、①在来生物の捕食、②生息地若しくは生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物の駆逐、③植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

参考：答申該当部分の抜粋

2. 外来種対策をめぐる現状と課題

(5) 特定外来生物以外の外来種対策の現状と課題 (p.12)

「外来種被害防止行動計画」や「生態系被害防止外来種リスト」は生物多様性国家戦略に基づいて新たに作成された経緯から、外来生物法上の位置づけはなされていない。このことから、作成以降見直しがなされていなかったり、地方公共団体の外来種リストの作成が十分に進まなかったり、外来生物法の対象とならない国内由来の外来種や特定外来生物以外の侵略的外来種の中で、緊急対策外来種に区分されながら対策が進展していないものが存在するという課題がある。

3. 外来生物法の施行状況を踏まえた今後講ずべき必要な措置

(5) 特定外来生物以外の外来種対策の推進 (p.17)

○特定外来生物以外の侵略的外来種（国内由来の外来種を含む。以下、この（5）において同じ。）についての理解を促進し、対策を推進させるため、「生態系被害防止外来種リスト」や「外来種被害防止行動計画」について、外来生物法と関連付ける等、その関係を整理するとともに、見直しを行う必要がある。

改訂内容の概要

- 改正法に記載されている範囲内で、より具体的な考え方を記載。
- 国の責務の「分布が局地的である特定外来生物」「生物の多様性の確保上重要と認められる地域」の解釈や、地方公共団体の条例等の策定が期待されることについて記載。

* 赤字は現行からの変更箇所
* 下線部は重要箇所

基本方針改定案の抜粋

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

4 各主体の役割と連携

(1) 国の役割 (資料5のp.8)

- ア 外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。
- イ 我が国における定着が確認されていない特定外来生物のまん延の防止、又は分布が一部の市町村に限定されるなど局地的であり、かつ、急激に全国にまん延する危険性が高い場合における特定外来生物のまん延の防止及び制度上その生物の多様性の保全を国が図ることとされている地域やその保全を国が図ることとされている種の生息・生育地といった生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずる。
- ウ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体による活動の促進に必要な措置を講ずる。
- エ 外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずる。
- オ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際的な連携の確保その他の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際協力の推進に努める。
- カ 教育活動、広報活動等を通じて、外来生物に関し、国民の知識と理解を深めるよう必要な措置を講ずる。

改訂内容の概要

- 改正法に記載されている範囲内で、より具体的な考え方を記載。
- 国の責務の「分布が局地的である特定外来生物」「生物の多様性の確保上重要と認められる地域」の解釈や、地方公共団体の条例等の策定が期待されることについて記載。

改正法の関係条文

* 赤字は現行からの変更箇所

(国の責務)

第二条の二 国は、外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、我が国における定着が確認されていない又は分布が局地的である特定外来生物のまん延の防止及び生物の多様性の確保上重要と認められる地域における特定外来生物による生態系に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため、地方公共団体の施策の支援及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（第二条の五において「民間団体」という。）による活動の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(科学的知見の充実のための措置)

第二十七条 国は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずる ~~よう努めなければならない~~ものとする。

(国際協力の推進)

第二十七条の二 国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際的な連携の確保その他の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(国民の知識と理解の増進)

第二十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、~~特定外来生物の防除等外来生物~~に関し、国民の ~~理解知識と理解~~を深める ~~よう努めなければならない~~必要な措置を講ずるものとする。

* 赤字は現行基本方針・改正前の法律からの変更箇所
 * 下線部は改正法条文からの追記箇所

基本方針改定案の抜粋

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

4 各主体の役割と連携

(2) 都道府県の役割 (資料5のp.8)

- ア 当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずる。
これらの措置を講ずるに当たり、当該都道府県の区域全体に係る総合的な施策として、外来種に関する条例やリストの策定、早期発見のためのモニタリング、緊急的な防除、近隣の都道府県や当該都道府県の区域内の市町村との連携促進等の取組が積極的に進められることが期待される。
- イ 国の施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努める。

改正法の関係条文

(地方公共団体の責務)

第二条の三 都道府県は、当該都道府県の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

(国民の知識と理解の増進)

第二十八条 (略)

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努めるものとする。

基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行基本方針・改正前の法律からの変更箇所
 * 下線部は改正法条文からの追記箇所

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

4 各主体の役割と連携

(3) 市町村の役割 (資料5のp.8-9)

- ア 当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努める。これらの措置を講ずるに当たり、当該市町村の区域全体に係る総合的な施策として、外来種に関する条例やリストの策定等の取組が積極的に進められることが期待される。
- イ 国の施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努める。

改正法の関係条文

(地方公共団体の責務)

第二条の三 (略)

2 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域における特定外来生物による生態系等に係る被害の発生の状況及び動向その他の実情を踏まえ、都道府県の施策に準じて、我が国における定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の知識と理解の増進)

第二十八条 (略)

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するように努めるものとする。

基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行基本方針・改正前の法律からの変更箇所
 * 下線部は改正法条文からの追記箇所

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

4 各主体の役割と連携

(4) 事業者及び国民の役割 (資料5のp.9)

- ア 外来生物に関する知識と理解を深め、外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）を遵守するなど外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力する。
- イ 特定外来生物又は未判定外来生物（以下「特定外来生物等」という。）はあらゆる物品等に付着等し、拡散するおそれがあることから、物品の輸入、輸送又は保管を他人に請け負わせる者は、当該者から物品の輸入、輸送又は保管を請け負った事業者が、特定外来生物等が付着等している物品等に対する検査や消毒又は廃棄の命令、要緊急対処特定外来生物が付着等している物品等の移動の制限又は禁止等の本法及び本法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をする。

改正法の関係条文

(事業者及び国民の責務)

- 第二条の四 事業者及び国民は、外来生物に関する知識と理解を深め、外来生物を適切に取り扱うよう努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する施策に協力するものとする。
- 2 物品の輸入、輸送又は保管を他人に請け負わせる者は、当該者から物品の輸入、輸送又は保管を請け負った事業者がこの法律及びこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をするものとする。

基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行基本方針・改正前の法律からの変更箇所
 * 下線部は改正法条文からの追記箇所

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

4 各主体の役割と連携

(5) 関係者の協力 (資料5のp.9)

国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物の分布や移動・拡散の特性に応じて、相互に連携を図りながら協力するよう努める。また、特定外来生物が侵入し、又は生育し若しくは生息している場所又は施設において、国、都道府県、市町村、事業者及び民間団体並びに当該場所又は施設の所有者及び管理者が相互に連携して、当該場所又は当該施設において、生態系等に係る被害の防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

改正法の関係条文

(関係者の協力)

第二条の五 国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他の関係者は、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行基本方針・改正前の法律からの変更箇所

第7-6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

3 科学的知見の充実 (資料5のp.33)

(中略) また、地方公共団体及び民間団体等が各地域で知見の集積及び調査研究を進めることも重要であり、国はそのような取組を促進する~~よう努める~~ものとする。

調査研究に際しては、国内においてだけでなく、外来生物問題が国際的な野生生物の移動に起因することを踏まえ、外国政府機関、海外の専門家及び民間団体との情報交換を進め、科学的知見~~を~~をより一層~~の~~充実させるため取り組むものとする。~~に努めていくものとする。~~

改正法の関係条文

(科学的知見の充実のための措置)

第二十七条 国は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずる~~よう努めなければならないものとする。~~

基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行基本方針・改正前の法律からの変更箇所
 * 下線部は重要箇所

第7-6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

4 国際協力の推進 (資料5のp.33)

特定外来生物に対して、当該特定外来生物が生息又は生育している国において、我が国に入らないような措置を講ずることが、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために極めて有効である。

特に、国外から貨物に付着等することにより非意図的に我が国に侵入する特定外来生物に対して、国内に入ってきてから対応するよりも我が国への侵入自体を防ぐ方が被害防止のためにはより確実な手段である。このため、特定外来生物が付着等する貨物の輸出国において付着等を防止する措置を講ずることも重要である。

また、我が国の在来種が世界各地に意図的・非意図的に導入され、海外で侵略的外来種として問題を引き起こしている事例もあることから、我が国に入ってくるものだけでなく、国内から出ていくものに対しても責任と配慮が必要である。

このような取組を行うため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関して、他国との連携協力が不可欠となることから、国が各国との国際協力の推進を率先して進めていくことが重要である。

改正法の関係条文

(国際協力の推進)

第二十七条の二 国は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際的な連携の確保その他の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する国際協力の推進に努めるものとする。

基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行基本方針からの変更箇所

第7-6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

5-4 国民の知識と理解の増進 (資料5のp.33-34)

外来生物対策を円滑に進めるためには、国民各層の外来生物に係る知識や理解と協力が不可欠である。このため、あらゆる機会を活用して、特に、地域固有の生態系を保全する重要性とともに、新たな外来生物による生態系等に係る被害の未然の防止及び生態系等に係る被害を及ぼしている外来生物の防除等の対策の必要性のほか、規制や防除の対象となる外来生物や外来生物の適切な取扱い等について、国民に対し普及啓発を図る。また、外来生物を取り扱う事業者等の各関係者に対しては、法律の仕組みや具体的に取るべき措置を明らかにしていくなどにより、より効果的な普及啓発を進める。

さらに、学校教育、社会教育その他の多様な場で行われる環境教育において、外来生物対策に係る基本的な理解を高めるための学習機会の提供などを行うとともに、動植物園、水族館、自然系博物館などの各種教育・研究機関との連携を推進し、国民の知識と理解の増進に取り組むものとする努めるものとする。

また、地域における自然環境や外来生物の生息・生育等の状況、地域の実情に応じた各種教育や普及啓発に取り組むことが効果的であることから、地方公共団体においては、国が実施する施策と相まった国民の知識と理解の増進に取り組むよう努めるものとする。

改正法の関係条文

(国民の知識と理解の増進)

第二十八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定外来生物の防除等外来生物に関し、国民の理解知識と理解を深めるよう努めなければならない必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、外来生物に関する国民の知識と理解を深めるために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

参考：答申該当部分の抜粋

1. はじめに

(外来種問題の基本認識)

また、我が国の在来種が世界各地に意図的・非意図的に導入され、海外で侵略的外来種として問題を引き起こしている事例もあることから、我が国に入ってくるものだけでなく、国内から出ていくものに対しても責任と配慮が必要である。

2. 外来種対策をめぐる現状と課題

(6) 各主体の協力と参画、普及啓発の現状と課題 (p.13)

外来種対策を進める上で、国、地方公共団体、事業者、民間団体、研究者、国民等の役割については、「外来種被害防止行動計画」において整理されているが、外来生物法上においては、これらの各主体の役割は必ずしも明確ではない。特定外来生物の防除は国で一律に進めるべきとの意見もあるが、外来種問題は様々な主体が関わる社会経済活動に伴って生物が導入されたことに起因するものであり、我が国の生物多様性への影響のみならず、社会経済活動にも深刻な影響を及ぼす可能性があるため、国だけでなく、地方公共団体、事業者、民間団体、国民等の多くの主体が連携して社会全体で取り組まなければ解決が見込めない問題である。特に、地方公共団体に関しては、総務省の政策評価においても外来種対策の役割を担っている者の一つとして言及されている。

3. 外来生物法の施行状況を踏まえた今後講ずべき必要な措置

(6) 各主体の協力と参画、普及啓発の推進 (p.18)

○外来種対策は社会全体の多様な主体がそれぞれの役割に応じて連携して取り組んでいく必要があることから、国、地方公共団体、事業者、民間団体、国民等が行うべき取組を法的に明確にするとともに、都道府県と市町村に求められる役割の違いも踏まえつつ、それらの取組を持続的に推進・支援するために必要な予算と体制を確保する必要がある。また、関係省庁の連携を強化していく必要がある。

○外来種問題に関する普及啓発については、対象となる主体を明確にし、様々な機会・媒体を通じて戦略的に実施していくことが必要である。特に学校教育の現場で、侵略的外来種から影響を受ける地域固有の生態系等、生物多様性の重要性と外来種対策の必要性について、科学的に理解できるような教育が行われることが重要である。また、特に小学校低学年において侵略的外来種であることへの認識なくアメリカザリガニ等が飼育されている事例が多いことを踏まえ、より早期からの教育との連携が必要である。同時に、自然系博物館、動物園、水族館及び植物園による、生物多様性の重要性や外来種対策の必要性を広く一般の国民に対して分かりやすく伝える社会教育活動も重要である。

改訂内容の概要

- 改正法の「生息生育状況・飼養等の状況」と「すべての規制をかけることによる弊害」の例を記載。また、いつ適用除外を解除するかについて、「指定時に決めることが難しい場合は状況を注視しつつ検討する」という考え方を記載。

基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行基本方針からの変更箇所

* 下線部は重要箇所

第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

3 選定の際の考慮事項 (資料5のp.11-12)

(中略) また、他の特定外来生物の飼養者の数と比べても相当程度多くの一般の者により飼養等がなされている、野外の生息数が多いことから一般の者であっても容易に捕獲し、飼養することが可能であるなど、我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、本法第4条及び第7条から第9条までの規定（飼養等、輸入、譲渡し等及び放出等の禁止）を適用することにより、大量遺棄を招いてしまうなど、かえって当該特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、本法附則第5条第1項に基づき、当該特定外来生物については、当分の間、これらの規定の全部又は一部を、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要な条件を付して適用しないこととする。また、選定の際に、適用を除外する規定及び付す条件の内容について併せて検討を行うこととする。「当分の間」については、飼養者数や野外における個体数等が相当程度に減少するなど、通常の特定期間と同様に規制できるようになり、この特例措置の適用を解除できるようになるまでの間を想定している。なお、特定外来生物への指定を行う時点で特例措置の適用期間を確定することが難しい場合には、特定外来生物の指定後にその生息又は生育の状況や飼養等の状況等を注視しつつ適用除外を解除する時期の検討を行うこととする。

改正法の関係条文

*赤字は改正前の法律からの変更箇所

附 則

(特定外来生物の取扱いに関する特例)

第五条 第二条第一項の規定に基づく政令の制定又は改正により新たに特定外来生物となる外来生物について、我が国におけるその生息又は生育の状況、飼養等の状況その他の状況に鑑み、第四条及び第七条から第九条までの規定を適用することによりかえって当該特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定外来生物については、当分の間、これらの規定の全部又は一部を、政令で、当該規定ごとにその種類を指定して、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のため必要な条件を付して適用しないこととすることができる。

2 第二条第四項の規定は、前項の規定による政令の制定又は改廃の立案について準用する。

参考：答申該当部分の抜粋

2. 外来種対策をめぐる現状と課題

(1) 特定外来生物の指定に関する現状と課題 (p.6)

特定外来生物の指定については、被害や侵入に関する新たな状況の変化等に応じた、迅速な、あるいは定期的な指定作業を行うための情報収集や検討に関する体制が不十分な状況である。また、アカミミガメやアメリカザリガニのように、特定外来生物と同様に生態系等への被害が明らかになっているにも関わらず、大量に飼育されていること等から、現行法では、飼養等（飼養、栽培、保管又は運搬をいう。同法第1条。以下同じ。）の禁止の対象となる特定外来生物への指定が難しい種が存在するという課題がある。さらに、外観だけでは種の判別が困難である等の事情から、特定外来生物への指定検討が進んでいない種も存在する。

3. 外来生物法の施行状況を踏まえた今後講ずべき必要な措置

(1) 特定外来生物等の効果的な指定 (p.15)

○アカミミガメやアメリカザリガニのように、我が国の生態系等に大きな影響¹⁶を及ぼしているにもかかわらず、飼養等を規制することによって、大量に遺棄される等の深刻な弊害が想定される侵略的外来種については、一律に飼養等や譲渡し等を規制するのではなく、輸入、放出並びに販売又は頒布を目的とした飼養等及び譲渡し等を主に規制する等の新たな規制の仕組みの構築や、各種対策を進める必要がある。

改訂内容の概要

- 特定外来生物以上に強い権限が付与される要緊急対処特定外来生物の選定要件として下記ア～エを記載。

基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行基本方針からの変更箇所
* 下線部は重要箇所

第6 要緊急対処特定外来生物に係る基本的な事項

1 要緊急対処特定外来生物

(2) 選定の前提 (資料5のp.27-28)

以下のアからエまでのいずれにも該当する特定外来生物を要緊急対処特定外来生物の選定の対象とする。

ア 原則として、我が国の野外で定着が確認されていない、又は分布が局地的であること。

イ まん延した場合には、以下の①から③までのいずれかに該当する著しく重大な生態系等に係る被害が生じるおそれがあること。

①当該生物の毒性の強さや攻撃性の高さから、人に対して死亡や重篤な後遺症に至るなど重大な危害が及ぶ危険性があること

②在来の生態系に短期間に甚大な影響を与えるおそれがあること

③農林水産業に係る被害が甚大になるおそれがあること

ウ まん延した場合には、これまでの通常的生活様式を変えざるを得ないような、多岐にわたる大きな影響を及ぼすなど、単に生態系等への著しい被害があるという性質を有するにとどまらない国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

エ 要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が付着等した物品については移動の制限又は禁止の命令の対象となるとともに、当該生物が付着等している物品は消毒又は廃棄の命令の対象となることから、このような措置を行わないと当該生物の拡散を防止できないような、容易に他の物に付着等することにより移動し、拡散しうるとともに、消毒又は廃棄を行わなければ取り除きが難しい生物であること。

改正法の関係条文

* 赤字は改正前の法律からの変更箇所

(定義等)

第二条

- 3 この法律において「要緊急対処特定外来生物」とは、特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

改訂内容の概要

- 要緊急対処特定外来生物であることの同定作業開始から結果判明までの間、被害発生防止のため必要な範囲に限り命令する。命令の基準を定める際は拡散防止でき実効性のある方法とする。

基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行の基本方針からの変更箇所

第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項

2 要緊急対処特定外来生物が付着等している輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する施設の移動の制限又は禁止に係る事項

(1) 移動の制限又は禁止の基本的な考え方 (資料5のp.25)

本法第24条の2第2項の規定は、検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設に限る。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着等しているときに適用される。具体的には、当該輸入品等又は当該施設に何らかの生物が付着等していることが確認でき、かつ主務大臣がその職員により当該生物を撮影した写真や採取したサンプルを簡易的に目視等により確認し、要緊急対処特定外来生物に該当する特徴が確認できる場合、又はその他写真やサンプルのみでは要緊急対処特定外来生物の疑いが排除できないといった理由により当該生物が要緊急対処特定外来生物である疑いがあることから要緊急対処特定外来生物であることについて専門家による同定が必要と主務大臣が判断した場合等に適用される。

* 物品等（通関後を含む）については、第6 2 (2) で「第5 2に準じて実施」と規定

改訂内容の概要

- 要緊急対処特定外来生物であることの同定作業開始から結果判明までの間、被害発生防止のため必要な範囲に限り命令する。命令の基準を定める際は拡散防止でき実効性のある方法とする。

基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行基本方針からの変更箇所

* 下線部は重要箇所

(続き) (資料5のp.25)

また、本法第24条の2第2項の規定による輸入品等又は施設に対する移動の制限又は禁止の命令は、当該生物が要緊急対処特定外来生物であることの同定作業を開始し、その結果が判明するまでの間に、当該輸入品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物の拡散等により、当該生物による生態系等に係る被害の発生を防止するために必要な範囲に限り、行うものとする。なお、当該生物の同定作業の完了前に、当該生物を消毒等により十分に取り除く等の当該生物による生態系等に係る被害の発生を防止するための十分な措置が講じられたことが確認できた場合には、移動の制限及び禁止の命令は行わない。

(2) 命令の手續及び基準 (資料5のp.25)

移動の制限及び禁止の命令の手續並びに基準を定める際には、原則として次の考え方によるものとする。

- ア 要緊急対処特定外来生物の拡散を適切に防止でき、かつ、実効性のある方法とすること。
- イ 発見された場所に当該輸入品等又は当該施設をとどめ置くことが極めて困難な場合においては、要緊急対処特定外来生物の拡散を防止するための十分な措置を行った上で、必要最小限の移動とすること。

要緊急対処特定外来生物が存在等している 輸入品等、物品等、施設の移動の制限又は禁止の命令

改正法の関係条文

* 赤字は改正前の法律からの変更箇所

(輸入品等の検査等)

第二十四条の二 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（当該輸入品につき関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の許可を受ける前のものに限る。以下この条において「輸入品等」という。）があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地又は施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下この条及び次章において同じ。）に立ち入り、当該輸入品等若しくは当該輸入品等の所在する土地若しくは施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等は無償で集取させることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による検査の対象となる輸入品等又は施設（移動施設に限る。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、当該輸入品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該輸入品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができる。

要緊急対処特定外来生物が存在等している 輸入品等、物品等、施設の移動の制限又は禁止の命令

改正法の関係条文

* 赤字は改正前の法律からの変更箇所

(要緊急対処特定外来生物に対する検査等)

第二十四条の五 主務大臣は、要緊急対処特定外来生物が物品若しくはその容器包装（以下この章において「物品等」という。）又は土地若しくは施設に存在し、付着し、又は混入している蓋然性が高いと認めるときは、その確認のために必要と認められる限度において、その職員に、当該土地又は当該施設に立ち入り、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該物品等を無償で集取させることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による検査の対象となる物品等又は施設（移動施設に限る。）に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、当該物品等又は当該施設を所有し、又は管理する者に対し、当該物品等又は当該施設の移動を制限し、又は禁止することを命ずることができる。

論点 6

特定外来生物等が存在等している輸入品等又は要緊急対処 特定外来生物が存在等している物品等が付着等している土地 又は施設の消毒又は廃棄

改訂内容の概要

- 土地又は施設の消毒廃棄命令については、当該特定外来生物等を導入した責任の所在等を勘案しつつ、拡散や被害の防止に必要な限度で、当該土地又は当該施設の所有者又は管理者に対して行う。

基本方針改定案の抜粋

* 赤字は現行基本方針からの変更箇所

第5 輸入品等の検査等に係る基本的な事項

3-2 特定外来生物等が付着等七、又は混入している輸入品等、当該輸入品等の所在する土地若しくは施設の消毒又は当該輸入品若しくは当該施設の廃棄の消毒又は廃棄に係る事項

(1) 消毒又は廃棄の基本的な考え方 (資料5のp.26)

本法第24条の2第1項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、特定外来生物等の付着等又は混入が確認された輸入品等について、基本的に当該輸入品等の所有者又は管理者等が輸入を希望する場合には消毒を命令し、十分に取り除かれた上で通関させることとする。

なお、これに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査は、有識者によって検査対象の生物の同定が実施されている等により本法第24条の2第1項の検査と同等の精度で行われることが確認できるものとする。

薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が付着等七、又は混入している場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない等の理由により消毒を行うことが有効でない場合には、滅却等の廃棄を命ずる。(次頁に続く)

* 物品等（通関後を含む）については、第6 2 (3) で「第5 3に準じて実施」と規定

論点 6

特定外来生物等が存在等している輸入品等又は要緊急対処 特定外来生物が存在等している物品等が付着等している土地 又は施設の消毒又は廃棄

改訂内容の概要

- 土地又は施設の消毒廃棄命令については、当該特定外来生物等を導入した責任の所在等を勘案しつつ、拡散や被害の防止に必要な限度で、当該土地又は当該施設の所有者又は管理者に対して行う。

基本方針改定案の抜粋

- * 赤字は現行基本方針からの変更箇所
- * 下線部は重要箇所

(続き) (資料5のp.26)

また、輸入品等が付着等した特定外来生物等が当該輸入品等の所在する土地又は施設に拡散して付着等している場合には、当該特定外来生物等を導入した責任の所在等を勘案しつつ、拡散や被害の防止に必要な限度で、当該土地又は当該施設の所有者又は管理者に対し、消毒を命令する。また、移動施設であって、薬剤への耐性を持つ特定外来生物等が付着等している場合など、十分に取り除くことができる消毒方法が存在しない等の理由により消毒を行うことが有効でなく、かつその他の自主的な措置により特定外来生物等による被害を防止することが困難であり、当該施設の廃棄が特定外来生物等による被害を防止するための効率的かつ効果的な防除手段である場合には、当該施設の廃棄を命ずる。

なお、物理的な捕獲等の任意の方法によって十分に取り除くことが可能であり、取り除かれたことの確認も容易な特定外来生物等の場合、植物防疫法等の他法令に基づく処分により特定外来生物が十分に取り除かれる場合又は自主的に廃棄される場合等には、本法に基づく消毒又は廃棄の命令は行わない。

論点 6

特定外来生物等が存在等している輸入品等又は要緊急対処 特定外来生物が存在等している物品等が付着等している土地 又は施設の消毒又は廃棄

改正法の関係条文

* 赤字は改正前の法律からの変更箇所

(輸入品等の検査等)

第二十四条の二

3 第一項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、輸入品等又は当該輸入品等の所在する土地若しくは施設に特定外来生物又は未判定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該輸入品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該輸入品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることができる。

(要緊急対処特定外来生物に対する検査等)

第二十四条の五

3 第一項の規定による検査又はこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査の結果、物品等、土地又は施設に要緊急対処特定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄し、又は当該物品等、当該土地若しくは当該施設を所有し、若しくは管理する者に対して当該物品等、当該土地若しくは当該施設を消毒し、若しくは当該物品等若しくは当該施設を廃棄すべきことを命ずることができる。

改訂内容の概要

- 対処指針を定める際には、原則として、次の考え方による。
- 「要緊急対処特定外来生物の拡散を適切に防止でき、実効性のある方法であること」
- 「対象事業者が遵守すべき事項に加え、実施することが望ましい事項についても記載し、優良事例の形成を促すこと」

基本方針改定案の抜粋

- * 赤字は現行基本方針からの変更箇所
- * 下線部は重要箇所

第6 要緊急対処特定外来生物に係る基本的な事項

3 対処指針に係る事項

(中略)

対処指針を定める際には、原則として次の考え方によるものとする。

ア 要緊急対処特定外来生物の拡散を適切に防止でき、実効性のある方法とすること。

イ 対象事業者が遵守すべき事項に加え、実施することが望ましい事項についても記載し、優良事例の形成を促すこと。

(対処指針)

第二十四条の七 主務大臣及び国土交通大臣は、次に掲げる者（以下この条において「対象事業者」という。）が要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品の輸入、輸送又は保管（第五項において「物品の輸入等」という。）に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する指針（以下この条において「対処指針」という。）を定めるものとする。

- 一 当該物品が輸入された港又は飛行場を所有し、又は管理する事業者
- 二 当該物品等を所有し、又は管理する事業者
- 三 当該物品等の経由地又は到達地である土地又は施設を所有し、又は管理する事業者

2 対処指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 要緊急対処特定外来生物の迅速な発見及び発見した場合の拡散の防止のための取組に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
- 二 要緊急対処特定外来生物が付着し、又は混入するおそれがある物品等を所有し、又は管理する事業者（当該物品等の輸送又は保管の委託を受けた事業者を除く。）がとるべき措置に関する事項
- 三 その他要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するためにとるべき措置に関する事項

3 主務大臣及び国土交通大臣は、対処指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、前項第二号に係る部分については経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣及び国土交通大臣は、対処指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣及び国土交通大臣は、物品の輸入等に伴う要緊急対処特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するために特に必要があると認めるときは、対処指針に定める事項について、対象事業者に対し、報告を求め、又は指導若しくは助言をすることができる。

6 主務大臣及び国土交通大臣は、前項の指導又は助言をした場合において、対象事業者がなお対処指針に定める事項を実施していないと認めるときは、当該対象事業者に対し、対処指針に定める事項を実施するよう勧告をすることができる。

7 主務大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた対象事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該対象事業者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。